

議案第108号

大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

大田原市子ども未来館の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名 称 大田原市子ども未来館
所在地 大田原市中央1丁目3番15号

- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地
名 称 株式会社大田原まちづくりカンパニー
代表者 代表取締役社長 瀧川 昌之
所在地 大田原市中央1丁目2番14号

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで